

諮問番号：令和2年度諮問第38号

答申番号：令和2年度答申第42号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、令和2年2月18日に遭った交通事故（以下「本件事故」という。）の影響により腰を痛めて生活が大変であったため、原処分（生活保護費返還処分）による返還額98万4,240円から相当額を控除し、当該返還額は50万円とされるべきであるから、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、請求人が本件事故に係る示談金（以下「本件示談金」という。）115万5,392円を受領したことにより、最低生活に充当できる資力を得たことから、生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定に基づき、当該資力を限度として支給した保護金品の返還を求めたものであり、違法又は不当な点はない。

また、本件事故の影響により生活費が増加したとしても、その内容が具体的ではなく、返還額が50万円とされるべきとする根拠も不明であるから、当該生活費の増加を自立更生費として原処分による返還額から控除することは認められない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、一部、保護の処理基準を誤って適用しているものの、裁決において取り消すべき理由となる違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件事故の影響により腰を痛めて生活が大変であったため、相当額を原処分による返還額から控除し、当該返還額は50万円とされるべきであるから、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、本件の事実経過をみると、処分庁は、本件示談金として115万5,392円を受領することを確認したことから、これを本件事故の発生日であ

る令和2年2月18日に発生した資力と認定した上で、当該資力が同日以降に支給した保護費99万5,020円を上回るため、当該保護費から本件示談金を受領するために要した交通費2,780円（以下「本件交通費」という。）及び収入認定に伴う控除額8,000円（以下「収入認定控除額」という。）を控除した支給済保護費98万4,240円を、法第63条の規定に基づく返還額とする原処分を行っており、原処分は、保護の処理基準に基づくものと認められることから、違法又は不当な点は認められない。

- 3 なお、本件においては、保護の処理基準により、本件示談金から本件交通費及び収入認定控除額を控除した114万4,612円が資力として収入認定され、当該資力を限度として、当該資力の発生日である令和2年2月18日以降に支給した保護費99万5,020円の全額が法第63条の規定による返還の対象とされるべきところ、原処分は、当該保護費から本件交通費及び収入認定控除額を控除した額を要返還額としており、保護の処理基準を誤って適用したものと認められるが、これを正すことは請求人の不利益となるため、このことをもって原処分を取り消すべき理由とすることはできない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年1月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月2日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に切りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされ、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めており、かかる基準によれば、同条の適用に当たっては、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされているが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるよ

うな場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。本来の要返還額から控除できる額としては、当該収入が、収入として認定しないものに該当するものであって保護の処理基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。）や、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額（いわゆる浪費した額などは自立更生の範囲に含まれない。）などが掲げられている。前記の「収入として認定しないもの」の取扱いとして、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額は収入として認定しないこととされている。また、「自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもの」としては、被保護者が災害等により負傷し又は疾病にかかった場合の当該負傷又は疾病の治療に要する経費のほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、一定の限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費であり、当該経費において、それぞれ一定の限度はあるが、生業、医療等に充てられる場合、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入に充てられる場合で直ちに購入に充てられる場合などが掲げられている。

また、保護の処理基準において、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。さらに、自動車事故においては、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点として捉えることとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、本件示談金115万5,392円を本件事故の発生日である令和2年2月18日に発生した資力と認定した上で、同日以降に支給した保護費99万5,020円から本件交通費及び収入認定控除額を控除した支給済保護費98万4,240円を同条の規定による返還額としており、この判断に違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、本件事故の影響により腰を痛めて生活が大変であったため、相当額を原処分による返還額から控除し、当該返還額は50万円とされるべきであるから、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、請求人の主張からは、原処分による返還額から相当額を控除して当該返還額を50万円とすべき理由が判然とせず、単に生活費が増加したり、身体的な負担が増加したりしただけでは、前記の処理基準による自立更生のための控除の対象とはならないことから、請求人の主張を採用することはできな

い。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子